

告示

埼玉県告示第四百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、九郷阿保領用水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	山崎正弘	埼玉県児玉郡神川町大字新里五百六十四番地一
同	竹内房夫	同 本庄市児玉町保木野四百三十二番地一
同	高橋孝	同 児玉町八幡山六百二十八番地九
同	分須政士	同 児玉町蛭川百八十九番地一
同	鈴木栄一	同 児玉町下真下六百九十番地二十
同	新井富夫	同 児玉町上真下四百四十二番地
同	鈴木恵久	同 今井千百六十六番地七
同	萩原満	同 北堀二百三十四番地一
同	杉田康隆	同 四方田百七十八番地
同	金井眞澄	同 児玉郡神川町大字八日市百二十一番地
同	岡野光雄	同 同 小浜二百七十一番地
同	荒木武昭	同 同 関口二百三十三番地
同	堀込正義	同 上里町大字大御堂五十二番地
同	坂本隆範	同 同 長浜千四百四十一番地一
同	金井明人	同 同 五明九百五十六番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	山崎正弘	埼玉県児玉郡神川町大字新里五百六十四番地一
同	竹内房夫	同 本庄市児玉町保木野四百三十二番地一
同	高橋孝	同 児玉町八幡山六百二十八番地九
同	分須政士	同 児玉町蛭川百八十九番地一
同	竹澤辰男	同 児玉町入浅見七百三番地
同	新井富夫	同 児玉町上真下四百四十二番地
同	高橋幸雄	同 本庄市今井千百八十八番地一
同	萩原満	同 北堀二百三十四番地一

